

児童センターランチタイム開放利用について

摂津市立第1児童センター

昼食時間に保護者などが留守となる家庭の児童が、児童センター内で昼食をとることができる

「ランチタイム開放利用」を実施します。

なお、学童保育室とは異なり、児童をお預かりして保育するものではありません。

職員は同席せず昼食の場所を提供するのみとなりますので、ご理解をお願いします。

1. 対 象

保護者の就労などにより昼食時間に留守家庭になり、学童保育室の入室基準を満たしているものの入室していない市内在住在学の小学生

2. 利用申込み

「摂津市立児童センターランチタイム開放利用申込書」を保護者が児童センターに提出し説明を受けて登録してください。

登録後、利用日の7日前までに児童センターへ「摂津市立児童センターランチタイム開放利用予定表」を提出してください。

* 申込書は、年度ごとにご提出ください。

* 利用日程の追加・変更がある場合は、各利用日の前日までに児童センターにお知らせください。

(電話可)

3. 利用日及び利用時間

①土曜日(但し行事等により昼食場所が確保できない場合は利用できません)

- ②学年始休み (4月1日から1学期始業式まで)
- ③夏休み (1学期終業式から2学期始業式まで)
- ④冬休み (2学期終業式から3学期始業式まで)
- ⑤学年末休み (修了式から3月31日まで)
- ⑥学校行事の代休日

*始業式、終業式、登校日、修了式、給食がない授業日等は、一度家に帰ってからご利用ください。

利用時間は正午から午後1時までの間です。

但し、上記期間、時間に関わらず部屋の定員を超える場合はお断りをする事があります。

4. その他

- 持参した昼食は児童センター職員が所定の場所で保管しますが、保冷保管はできませんので保冷袋等に入れるなど各家庭の責任において持参ください。児童センターでは食中毒や誤食などについては責任を負いません。金銭及びお菓子やジュース類の持ち込みは禁止です。
- 就労内容などに虚偽があった場合や児童センターの規則に従わない場合等には、利用をお断りします。
- 保護者の就労日以外の日は、利用できません。
- 昼食場所は、児童センター内の指定された場所となります。
- ゴミは持ち帰り、そうじも各自で行ってもらいます。
- 学童保育室に入室している児童は利用できません。